

盛岡市監査委員告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 26 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菅 原 和 彦
同	小 山 田 正 美
同	八 木 橋 美 紀

- |              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 31 年 2 月 8 日付け 30 盛監第 53 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 市民部及び保健福祉部に係る指摘事項             |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                       |

31 盛協第 31 号

平成 31 年 4 月 19 日

盛岡市監査委員 工藤 由春  
盛岡市監査委員 菅原 和彦  
盛岡市監査委員 小山田 正美  
盛岡市監査委員 八木橋 美紀 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 31 年 2 月 8 日付け 30 盛監第 53 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

#### 記

#### 1 指摘事項（課名等 市民部市民協働推進課）

公の施設の指定管理に当たり、個別に指定管理者を指定した複数の施設に係る基本協定を 1 通の協定書で締結したのものについて次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 年間修繕料の金額が明確に示されていないもの
- (2) 施設ごとの指定管理者募集時に示した仕様書と異なる仕様書が添付されているもの

#### 2 措置の状況

##### (1) 措置の内容

##### ア 指摘事項（1）について

地区活動センターの年間修繕料の取扱いについて関係課と協議を実施し、平成 31 年度から締結する基本協定及び年度協定について見直しを行い、指定管理施設ごとの年間修繕料の金額を明確に示すこととした。

また、管理運営に関する協定の内容について、課内研修で周知徹底した。

##### イ 指摘事項（2）について

平成 31 年度から締結する地区活動センターの管理運営に関する基本協定の作成方法について見直しを行い、募集時の仕様書と同一の仕様書を添付することとした。

また、管理運営に関する協定の内容について、課内研修で周知徹底した。

## (2) 原因及び再発防止策の内容

### ア 指摘事項(1)について

原因は、管理運営に関する基本協定についての認識不足から、複数の施設に係る基本協定を1通の協定書で締結したものについて、施設ごとの年間修繕費の金額を明確に示していなかったことによるものである。

今後は、複数の職員で協定書の内容確認を行うことを徹底し、適切に事務を執行することにより再発防止に努める。

### イ 指摘事項(2)について

原因は、指定管理事務に係る認識不足から、基本協定の締結時に、複数の指定管理施設に適用できる共通仕様書を作成し、1通の仕様書に統一していたことによるものである。

今後は、複数の職員で協定書及び仕様書の内容確認を行うことを徹底し、適切に事務を執行することにより再発防止に努める。

30 盛都総第 42 号  
平成 31 年 3 月 27 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 31 年 2 月 8 日付け 30 盛監第 53 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

#### 記

- 1 指摘事項（課名等 市民部都南総合支所）
  - （1）公衆電話代金の収納に当たり、収納金の指定金融機関等への払込みが遅滞している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
  - （2）物品の購入に当たり、不備のある見積書を徴取している事例が見られた。前回の定期監査においても同様の事例が見られ注意したものであり、適正な事務の執行を求める。
- 2 措置の状況
  - （1）措置の内容
    - ア 指摘事項（1）について  
盛岡市現金取扱事務要領（平成 26 年 3 月 25 日市長決裁）に基づき、会計管理者に払込期限を 45 日以内とする延長申請を行った。平成 31 年 1 月 12 日付けで承認を受けたので、毎月初日に前月分を払い込む処理を行うこととした。  
また、課内研修を開催して盛岡市現金等取扱事務要領の内容を改めて確認した。
    - イ 指摘事項（2）について  
物品の購入に当たり、担当職員に対し、適正な会計処理について指導するとともに、支出負担行為兼支出命令に係る適正な事務処理について課内研修で周知徹底し再確認した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、職員の収入金取扱いの認識不足によるものである。

今後は、収納から払込みまでの基本的なルールの徹底を行い、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、職員の会計処理の認識不足によるものである。前回の定期監査において注意事項になったものであり、課内研修を実施し、見積書に不備がないよう複数で確認を行ってきたが、会計処理の適切な執行に対する意識の徹底が不十分であったため、再び確認漏れが生じたものである。

今後は、各係内会議において適正な会計処理について、周知徹底を繰り返し行うとともに、複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。

31 盛飯体 3 号  
平成 31 年 4 月 16 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査結果に基づく措置について（通知）

平成 31 年 2 月 8 日付け 30 盛監第 53 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（市民部飯岡体育館）

物品の購入に当たり、完結文書に見積書を保管していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

物品の購入に当たり、財務規則及び文書規程に基づく適正な文書管理及び支払証明書の管理のために、完結文書へ見積書を保管するよう研修を実施し周知徹底した。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、財務規則及び文書規程について担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、担当者においては支出伝票起票の際に見積書の有無を再確認し、確実に関係書類とともに綴ることとし、他の職員においては決裁の段階で関係書類の保管について担当者に再確認するほか、四半期を目処に定期的に関係書類の有無、記載内容等について再確認を行うこととし、再発防止に努める。

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 31 年 2 月 8 日付け 30 盛監第 53 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（保健福祉部長寿社会課）

- (1) 公の施設の指定管理に当たり、個別に指定管理者を指定した複数の施設に係る基本協定を 1 通の協定書で締結したものについて年間修繕料の金額が明確に示されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 物品の購入に当たり、完結文書に見積書を保管していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)について

公の施設の指定管理に伴う年間修繕料の取扱いについて関係課と協議を実施し、平成 31 年度から締結する基本協定及び年度協定について見直しを行い、指定管理施設ごとの年間修繕料の金額を明確に示すこととした。また、管理運営に関する協定の内容について、課内で周知徹底した。

イ 指摘事項(2)について

物品の購入に当たり、財務規則及び文書規程の規定に基づき、適正に見積書を保管するよう、職場研修を行い、職員に周知徹底を図った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、管理運営に関する協定の内容についての認識不足から、複数の施設に係る基本協定を 1 通の協定書で締結したものについて、施設ごとの年間修繕費の金額

を明確に示していなかったことによるものである。

今後は、複数の職員で協定書の内容確認を行うことを徹底し、適切に事務を執行することにより再発防止に努める

イ 指摘事項(2)について

原因は、財務規則及び文書規程についての担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものであった。

今後は、関係規定に則った適正な事務を行うよう、複数の職員による相互確認を徹底し、再発防止に努める。